

議会議案第1号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

提出者

奈良市議会議員 森 田 一 成

賛成者

奈良市議会議員 藤 田 幸 代

同 道 端 孝 治

同 樋 口 清 二 郎

同 白 川 健 太 郎

同 早 田 哲 朗

同 柿 本 元 氣

同 八 尾 俊 宏

同 井 上 昌 弘

同 中 西 吉 日 出

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「危機管理監、総合政策部」に改め、「財務部、会計契約部」を削り、同項第4号中「市民生活部、市民活動部」を「市民部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなす。
- 3 前項の規定により選任され、又は互選されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年6月27日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された審査事件とみなす。

（提案理由）

平成31年4月1日から本市の行政組織の見直しが行われるのに合わせ、本市議会委員会条例における常任委員会の所管について所要の改正をしようとするものである。

奈良市議会委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 <u>総合政策部</u>、<u>総務部</u>、<u>財務部</u>、<u>会計契約部</u>、<u>会計課</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>公平委員会</u>及び<u>監査委員</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 市民環境委員会 8人 <u>市民生活部</u>、<u>市民活動部</u>及び<u>環境部</u>の所管に属する事項</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人 <u>危機管理監</u>、<u>総合政策部</u>、<u>総務部</u>、<u>会計課</u>、<u>選挙管理委員会</u>、<u>公平委員会</u>及び<u>監査委員</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 市民環境委員会 8人 <u>市民部</u>及び<u>環境部</u>の所管に属する事項</p> <p>(5)・(6) 略</p>